



皆様の土地が狙われています



近年、栃木県内において、早朝・夜間を狙った解体系廃棄物や残土などの不法投棄が増加しています。

もちろん不法投棄は犯罪ですが、証拠がなく、投棄者が特定できない場合には、土地所有者において撤去することになってしまいます。

常日頃から、不法投棄防止対策を徹底し、トラブルに巻き込まれないように注意しましょう。

■ 不法投棄されやすい土地とは？

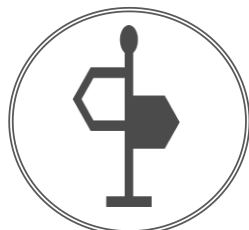
- ・ 人目に付きにくい
- ・ トラックが容易に進入できる
- ・ 草木が生い茂っている
- ・ 既にゴミが投棄されている など

■ 対策としてできることは？

土地の状況に応じて、以下のような対策を御検討ください。



ロープ・チェーン
設置



看板設置



監視カメラ設置

■ 土地・建物を貸す場合の注意とは？

- ・ 「一時的に資材置場として土地を貸してほしい。」 「格安料金で、土地の盛土工事を請け負う。」 などの話には特に注意しましょう。
- ・ 事業内容をよく確認し、問題がなければ、口頭ではなく書面でしっかり契約書を取り交わしましょう。

問い合わせ先

〒321-1263 栃木県日光市瀬川51-9

栃木県県西環境森林事務所 環境部 環境対策課

電話：0288-23-1000 Email：kensai-ksj@pref.tochigi.lg.jp